



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年12月26日金曜日 第674号

◇ 目 次 ◇
規 則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則…………… (保健福祉課) … 985

告 示

- 解除予定保安林…………… (森林整備課) … 990
- まいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (水産課) … 990
- まあじに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (〃) … 990
- かたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (〃) … 990
- かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (〃) … 990
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧…………… (〃) … 991
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) … 991
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧…………… (〃) … 991
- 建設業者の許可の取消し…………… (東予地方局管理課) … 991
- 道路の区域変更（県道玉川菊間線）…………… (東予地方局今治土木事務所) … 991
- 道路の供用開始（県道森松重信線）…………… (中予地方局管理課) … 992
- 道路の区域変更（県道平城高茂岬線）…………… (南予地方局愛南土木事務所) … 992
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）…………… (南予地方局八幡浜土木事務所) … 992
- 道路の供用開始（　　〃　　）…………… (　　〃　　) … 992
- 道路の区域変更（一般国道441号外）…………… (南予地方局大洲土木事務所) … 993
- 道路の供用開始（　　〃　　）…………… (　　〃　　) … 993
- 道路の区域変更（県道肱川公園線外）…………… (南予地方局西予土木事務所) … 993
- 道路の供用開始（　　〃　　）…………… (　　〃　　) … 993

教育委員会規則

- 愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則…………… (教育総務課) … 994
- 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則…………… (〃) … 994
- 愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) … 995

人事委員会規則

- 職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会事務局) … 996

選挙管理委員会告示

- 愛媛県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表…………… (選挙管理委員会) … 997
- 政治団体の設立の届出…………… (〃) … 1000
- 政治団体の届出事項の異動の届出…………… (〃) … 1000
- 政治団体の解散の届出…………… (〃) … 1000

規 則

○愛媛県規則第43号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第11条 法第7条第5項及び第8条第4項の規定による実費弁償の程度は、別表2のとおりとする。	第11条 法第7条第5項_____の規定による実費弁償の程度は、別表2のとおりとする。
別表1 (第3条関係)	別表1 (第3条関係)
救助の程度・方法及び期間	救助の程度・方法及び期間
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	1 避難所及び応急仮設住宅の供与
(1) 避難所	(1) 避難所
ア・イ 省略	ア・イ 省略
ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの）とし、1人1日当たり <u>360円</u> 以内とする。	ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの）とし、1人1日当たり <u>350円</u> 以内とする。
エ 法第2条第2項の規定に基づき福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる避難所であつて、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	エ 福祉避難所（高齢者、障害者等であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
オ・カ 省略	オ・カ 省略
(2) 応急仮設住宅	(2) 応急仮設住宅
応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。
ア 建設型応急住宅	ア 建設型応急住宅
(ア) 省略	(ア) 省略
(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、 <u>7,089,000円</u> 以内とする。	(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、 <u>6,883,000円</u> 以内とする。
(ウ)～(ヰ) 省略	(ウ)～(ヰ) 省略
イ 省略	イ 省略
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(1) 炊き出しその他による食品の給与	(1) 炊き出しその他による食品の給与
ア・イ 省略	ア・イ 省略
ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,390円</u> 以内とする。	ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,330円</u> 以内とする。
エ 省略	エ 省略
(2) 省略	(2) 省略
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
ア・イ 省略	ア・イ 省略
ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生	ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生

の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500
冬季	10月から翌年3月まで	円 33,700	円 43,500	円 60,600	円 70,900	円 89,300	円 12,300

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 6,700	円 8,900	円 13,400	円 16,300	円 20,500	円 2,900
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,700	円 14,000	円 19,900	円 23,600	円 29,800	円 3,900

エ 省略

4・5 省略

6 福祉サービスの提供

ア 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものである。

イ 福祉サービスの提供は、知事又は法第11条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行う。

ウ 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

(ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握

(イ) 災害時要配慮者からの相談対応

(ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

(エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導

(オ) 福祉避難所の設置（法第2条第2項の規定に基づき設置する場合を除く。）

の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300
冬季	10月から翌年3月まで	円 32,800	円 42,400	円 59,000	円 69,000	円 87,000	円 12,000

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 6,500	円 8,700	円 13,000	円 15,900	円 20,000	円 2,800
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,400	円 13,600	円 19,400	円 23,000	円 29,000	円 3,800

エ 省略

4・5 省略

エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、ウ(ア)からエ)までの範囲内において行う場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、ウ(オ)の範囲内において行う場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

オ 福祉サービスの提供を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 省略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ・エ 省略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 省略

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円

ウ・エ 省略

8 省略

9 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,500円

中学校生徒 1人当たり 5,800円

高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

エ 省略

10 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。

エ 省略

11 死体の搜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 省略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ・エ 省略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 省略

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円

ウ・エ 省略

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,200円

中学校生徒 1人当たり 5,500円

高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。

エ 省略

10 死体の搜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通

常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,900円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

12 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均143,900円以内とする。

ウ 省略

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 福祉サービスの提供

(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(カ) 省略

(キ) 省略

(ク) 省略

イ・ウ 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第5号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,000円以内

イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 1人1日当たり15,900円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,300円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり13,900円以内

オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり15,100円以内

カ 大工 1人1日当たり28,700円以内

キ 左官 1人1日当たり26,800円以内

ク とび職 1人1日当たり26,700円以内

(2)・(3) 省略

2 令第4条第6号から第11号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。

常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,700円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均140,000円以内とする。

ウ 省略

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア)～(ウ) 省略

(エ) _____ 飲料水の供給

(オ) 省略

(カ) 省略

(キ) 省略

イ・ウ 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり21,500円以内

イ 薬剤師 _____ 、診療放射線技師、臨床検査技師 _____ 、臨床工学技士及び _____ 歯科衛生士 _____ 1人1日当たり15,800円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,100円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり13,700円以内

オ 土木技術者

_____ 及び建築技術者 1人1日当たり14,800円以内

カ 大工 1人1日当たり25,800円以内

キ 左官 1人1日当たり24,800円以内

ク とび職 1人1日当たり25,200円以内

(2)・(3) 省略

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。

3 災害対策基本法第23条第7項に規定する登録被災者援護協力団体 救助の種類ごとに、別表1に定める額とすること。	
---	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（災害救助法施行細則別表2の1の項の改正規定（「第4号」を「第5号」に改める部分、「薬剤師」の下に「、栄養士、管理栄養士」を加える部分、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加える部分、「及び」を「、言語聴覚士、」に改める部分、「歯科衛生士」の下に「及び歯科技工士」を加える部分及び「土木技術者」を「保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、土木技術者」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の災害救助法施行細則別表1の1の項(1)のウ及び(2)、2の項、3の項、7の項並びに9の項から12の項まで並びに別表2の1の項(1)の規定は令和7年4月1日から、この規則（災害救助法施行細則別表2の1の項の改正規定（「21,500円」を「22,000円」に改める部分、「15,800円」を「15,900円」に改める部分、「15,100円」を「15,300円」に改める部分、「13,700円」を「13,900円」に改める部分、「14,800円」を「15,100円」に改める部分、「25,800円」を「28,700円」に改める部分、「24,800円」を「26,800円」に改める部分及び「25,200円」を「26,700円」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の災害救助法施行細則第11条並びに別表1の1の項(1)のエ、6の項及び13の項並びに別表2の規定は同年7月1日から適用する。

告 示**○愛媛県告示第1079号**

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
四国中央市金生町山田井乙573の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1080号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まいわし漁業	現行水準

○愛媛県告示第1081号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和8管理年度（令和8年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まあじ漁業	現行水準

○愛媛県告示第1082号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、かたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県かたくちいわし（太平洋系群）漁業	107,000トンの内数

○愛媛県告示第1083号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年12月愛媛県告示第1153号）を次のとおり変更した。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業	48,000トンの内数	令和7管理年度①（令和7年1月1日から同年12月31日まで） 48,000トンの内数 令和7管理年度②（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） 48,000トンの内数

○愛媛県告示第1084号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県西宇和郡伊方町神崎314番地1 和田稔治	愛媛県西宇和郡伊方町足成328番地 大久保 將	愛媛県西宇和郡伊方町大江154番地1 佐々木 隆宏	瀬戸	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

(2) 縦覧場所

南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第1085号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画生産緑地の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画墓園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1086号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

○愛媛県告示第1087号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消し種類	取消しの原因となった事実
(般-5)第16361号	令和5年9月2日	株秋山板金	白石 幸佑	新居浜市篠場町6-53	令和7年11月4日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	玉川菊間線	今治市菊間町河之内790番から 同町河之内783番3地先まで	旧	メートル 5.2~17.9	キロメートル 0.044	
		今治市菊間町河之内790番から 同町河之内783番3まで	新	6.0~10.4	0.044	

○愛媛県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	玉川菊間線	今治市菊間町河之内792番2から 同町河之内788番地先まで	令和7年12月26日

○愛媛県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	森松重信線	松山市森松町691番14から 同町273番18まで	令和7年12月26日

○愛媛県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町船越1884番から 同町船越1884番まで	旧	メートル 37.84~92.42	キロメートル 0.230	
			新	37.84~92.42	0.230	

○愛媛県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町足成ダバ891番地先から 同町足成ダバ832番1地先まで	旧	メートル 5.1~24.0	キロメートル 0.050	
		西宇和郡伊方町足成ダバ894番1から 同町足成ダバ830番2まで	新	9.6~25.0	0.050	

○愛媛県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町足成ダバ894番1から 同町足成ダバ830番2まで	令和7年12月26日

○愛媛県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	441号	大洲市梅川442番2から 同市梅川445番4まで	旧	メートル 4.9~8.5	キロメートル 0.103	
			新	19.8~42.2	0.103	
県道	長浜中村線	大洲市五郎甲43番2から 同市五郎甲18番まで	旧	8.6~12.0	0.265	
			新	9.6~43.0	0.265	

○愛媛県告示第1095号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市梅川442番2から 同市梅川445番4まで	令和7年12月26日
県道	長浜中村線	大洲市五郎甲43番2から 同市五郎甲18番まで	令和8年1月6日

○愛媛県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	肱川公園線	西予市野村町予子林6954番から 同町予子林6988番まで	旧	メートル 4.1~14.4	キロメートル 0.278	
		西予市野村町予子林6954番から 同町予子林6988番まで	新	17.6~41.8	0.278	
〃	野村柳谷線	西予市野村町舟戸685番から 同町舟戸1876番2まで	旧	3.6~22.5	0.575	
		西予市野村町舟戸685番から 同町舟戸1810番3まで	新	3.6~39.9	0.575	

○愛媛県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区间	供用開始の日
県道	肱川公園線	西予市野村町予子林6988番から 同町予子林6988番まで	令和7年12月26日
〃	野村柳谷線	西予市野村町舟戸685番から 同町舟戸1810番3まで	〃
〃	宇和野村線	西予市野村町栗木626番2から 同町栗木632番2まで	〃

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第13号

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会公告式規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(規則の公布)	(規則の公布)
第2条 教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。	第2条 教育委員会規則（以下「規則」という。）は、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議において議決した日から起算して7日以内に番号、公布の旨の前文及び年月日を記入し、教育長が署名して公布する。
2 規則は、愛媛県報に掲載して公布する。ただし、やむを得ない事情により、愛媛県報に掲載することができないときは、 <u>教育委員会</u> 所定の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。	2 規則は、愛媛県報に掲載して公布する。ただし、やむを得ない事情により、愛媛県報に掲載することができないときは、 <u>委員会</u> 所定の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。
(規程の公布)	(規程の公布)
第4条 第2条の規定は、教育委員会の定める規程で、公表を要するものの公布に準用する。	第4条 委員会の定める規程で、公表を要するものの公布は、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押さなければならない。 2 第2条第2項の規定は、前項の公布に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第14号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡哲也

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の<u>2</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>3</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)</p> <p>第3条 条例別表第2の<u>3</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の教育委員会規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。</p>	<p>(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の<u>3</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>4</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)</p> <p>第3条 条例別表第2の<u>4</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の教育委員会規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。</p>

第2条 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の<u>1</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>2</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の<u>2</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>3</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、この規則の公布の日又は住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第44号）附則ただし書に規定する規定の施行日のいずれか遅い日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第15号

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業を行わない日の勤務)	(授業を行わない日の勤務)
第21条 教職員は、休日、休日の代休日 <u>その他正規の勤務時間において勤務することを要しない期間</u>	第21条 教職員は、休日、休日の代休日、 <u>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第10条の2第1項に規定する超勤代休時間、教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間</u> （以下「休日等」という。）及び週休日 <u>その他勤務時間を割り振らない日</u> を除き、授業を行わない日においても勤務すべきものとする。
(代休日等)	(代休日等)
第25条の2 省略	第25条の2 省略
2 校長が指定する教頭は、休日に教育職員（管理職手当を受ける者及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）を勤務させた場合（前項の代休日を付与する場合を除く。）には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該休日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。	2 校長が指定する教頭は、休日に教育職員（管理職手当を受ける者
3 校長が指定する教頭は、 <u>教職員</u> に超勤代休時間を指定することができる。	<u>を除く。）を勤務させた場合（前項の代休日を付与する場合を除く。）には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該休日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。</u>
3 校長が指定する教頭は、 <u>職員</u> に超勤代休時間を指定することができる。	3 校長が指定する教頭は、 <u>職員</u> に超勤代休時間を指定することができる。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7—1304

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(支給単位期間)	(支給単位期間)
第15条 省略	第15条 省略
2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。	2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定によ	(2) 専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定によ

り育児休業をし、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) 省略

り育児休業をし、
、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
(3)～(5) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示**○愛媛県選挙管理委員会告示第108号**

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和7年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月13日執行 愛媛県議会議員補欠選挙（新居浜市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,870,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤嘉秀	所属党派	無所属	期間 令和7年6月24日から 第1回分 令和7年8月26日まで 第2回分
出納責任者氏名	伊藤有希			

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

0円

支出

人件費	400,750円
家屋費	231,000
選挙事務所費	231,000
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	590,700
広告費	0
文具費	894
食糧費	88,788
休泊費	0
雑費	10,123
今回計	1,322,255
総計	1,322,255

その他の寄附

0件

0

その他の収入

1,322,255

今回計

1,322,255

総計

1,322,255

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ピラの作成	132,000円
	ポスターの作成	458,700円
	計	590,700円

報告書受理年月日	令和7年7月28日	第1回報告分
	令和7年8月28日	第2回報告分

候補者氏名	加藤瑞穂	所属党派	国民民主党	期間 令和7年6月2日から 第1回分 令和7年8月25日まで 第2回分
出納責任者氏名	加藤瑞穂			

収入			支出	
主たる寄附			人件費	433,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	580,000
国民民主党愛媛県総支部連合会		2,250,000円	選挙事務所費	580,000
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	828,100
			広告費	449,675
			文具費	3,593
			食糧費	56,821
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		0	雑費	25,564
今回計		2,250,000	今回計	2,376,753
総計		2,250,000	総計	2,376,753

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	108,800円
	ポスターの作成	657,500円
	計	766,300円

報告書受理年月日	令和7年7月28日	第1回報告分
	令和7年8月28日	第2回報告分

候補者氏名	白川 誉	所属党派	無所属	期間 令和7年7月1日から 第1回分 令和7年8月29日まで 第2回分
出納責任者氏名	白川 誉			

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	50,000
白川かほる	自営業	50,000円	選挙事務所費	50,000
青木公行	無職	20,000	集合会場費	0
斎藤博	自営業	30,000	通信費	0
			交通費	3,100
			印刷費	871,080
			広告費	220,000
			文具費	21,220
			食糧費	76,608

その他の寄附	8件	80,000	休泊費	0
その他の収入		500,000	雜費	0
今回計		680,000	今回計	1,242,008
総計		680,000	総計	1,242,008

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ピラの作成	134,080円
	ポスターの作成	462,000円
	計	596,080円

報告書受理年月日	令和7年7月27日	第1回報告分
	令和7年9月1日	第2回報告分

候補者氏名	神野恭多	所属党派	無所属	期間 令和7年7月1日から 令和7年7月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	加藤洋司			

収入	支 出			
	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
主たる寄附				人件費 225,000円
(氏名・団体名)				家屋費 20,000
高橋秀典	自営業	20,000円		選挙事務所費 20,000
岩本辰子	主婦	81,000		集合会場費 0
近藤香美	パート	81,000		通信費 0
越智文子	会社員	63,000		交通費 0
				印刷費 1,078,050
				広告費 0
				文具費 7,810
				食糧費 33,125
その他の寄附	0件	0		休泊費 0
その他の収入		62,539		雜費 9,954
今回計		307,539		今回計 1,373,939
総計		307,539		総計 1,373,939

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ピラの作成	134,000円
	ポスターの作成	932,400円
	計	1,066,400円

報告書受理年月日	令和7年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

○愛媛県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党上浦支部	實成重男	金子博昭	今治市上浦町盛2535-1	令和7年11月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
やさしい社会をつくる会	仙波理子	仙波健次	松山市南梅本町甲933-8	令和7年11月17日

○愛媛県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和7年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党愛媛県第1支部	浅湫和子	主たる事務所の所在地	松山市正円寺二丁目5-28	松山市石風呂町50-1	令和7年11月1日
		会計責任者	伏木浩子	木下幹雄	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
内山よう子後援会	内山葉子	主たる事務所の所在地	今治市土橋町一丁目8-4	今治市別名221-4	令和7年2月15日
愛媛県商工連盟連合会西条支部	星加隆夫	会計責任者	稻見政隆	今岡正士	令和7年11月1日
竹内ゆみこ後援会	竹内秀明	主たる事務所の所在地	八幡浜市日土町六番耕地3394-5	八幡浜市日土町八番耕地308	令和7年11月1日
愛媛県商工連盟連合会新居浜支部	白石誠一	代表者	白石誠一	横川明英	令和7年11月4日
東村はるき後援会	東村温輝	主たる事務所の所在地	松山市宮田町8-6	東温市則之内乙2548-63	令和7年11月12日

○愛媛県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年12月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好 賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
竹内秀明とふるさと後援会	萩森敏久	令和7年10月31日
ひがなつみ愛媛県後援会	玉乃井勉	令和7年11月10日